

## XIV 社会保険審査官室

社会保険審査官室は、健康保険法、厚生年金保険法、国民年金法等に基づき、厚生労働大臣、日本年金機構、全国健康保険協会等が行った被保険者の資格、標準報酬又は年金・保険給付等の処分に対する審査請求に関する事務を行っています。

審査請求は、被保険者や被保険者であった方等が、保険者に対して行った申請や請求について、保険者が現行の法律等に基づいた正当な決定（処分）を行っていないと思われるときに、その確認を社会保険審査官に対し行うものです。

### 1 審査請求の流れ

(1) 被処分者からの照会・相談の対応、審査請求の受付

(2) 審査請求事案に関する審理

① 要件審理等

ア 要件審理

イ 補正、疎明

ウ 要件審理のための処分（必要に応じ原処分者から文書の提出を求めること等）

エ 受理又は却下の決定（受理の場合、原処分者へ通知を行う）

② 本案審理

ア 審理のための処分

必要に応じ、次の処分を行う

・請求人、参考人の審問等（必要に応じ調書を作成）

・文書その他の物件の所有者等に対し、当該物件の提出を求める

・鑑定人に鑑定させる

・立入検査（関係人への質問、帳簿・書類等の物件の検査）

イ その他必要に応じ、職権審理、実地調査、労働基準監督署との連絡

(3) 決定

① 決定書の作成

② 決定書の送達

#### 根拠法令等

i 健康保険法 189 条

ii 厚生年金保険法 90 条（船員保険法 138 条）

iii 国民年金法 101 条

iv 社会保険審査官及び社会保険審査会法

v 社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令

vi 社会保険審査官及び社会保険審査会法施行規則

## 2 審査請求取扱状況（平成 28 年度～令和 2 年度）

（平成 28 年度）

各法	相談対応件数	審査請求件数	決定件数
健康保険法	86	28( 5)	26
厚生年金保険法	147	199( 41)	157
国民年金法	163	193( 23)	173
合計	396	420( 69)	356

（平成 29 年度）

各法	相談対応件数	審査請求件数	決定件数
健康保険法	64	21( 2)	17
厚生年金保険法	202	189( 42)	143
国民年金法	249	321( 20)	233
合計	515	531( 64)	393

（平成 30 年度）

各法	相談対応件数	審査請求件数	決定件数
健康保険法	40	30( 4)	25
厚生年金保険法	142	202( 46)	149
国民年金法	226	391( 88)	307
合計	408	623(138)	481

（令和元年度）

各法	相談対応件数	審査請求件数	決定件数
健康保険法	24	28( 5)	26
厚生年金保険法	37	202( 53)	154
国民年金法	93	306( 84)	252
合計	154	536(142)	432

（令和 2 年度）

各法	相談対応件数	審査請求件数	決定件数
健康保険法	8	14( 2)	13
厚生年金保険法	16	138( 48)	108
国民年金法	46	155( 54)	123
合計	70	307(104)	244

※ 審査請求件数欄の（ ）内は、前年度からの繰越件数分を再掲。

※ 相談対応件数は、令和元年度より審査請求の事前相談のみの件数とした。

(各法ごとの推移)

